

機械危険情報提供ガイドラインの解説

3. 機械危険情報提供ガイドラインの解説

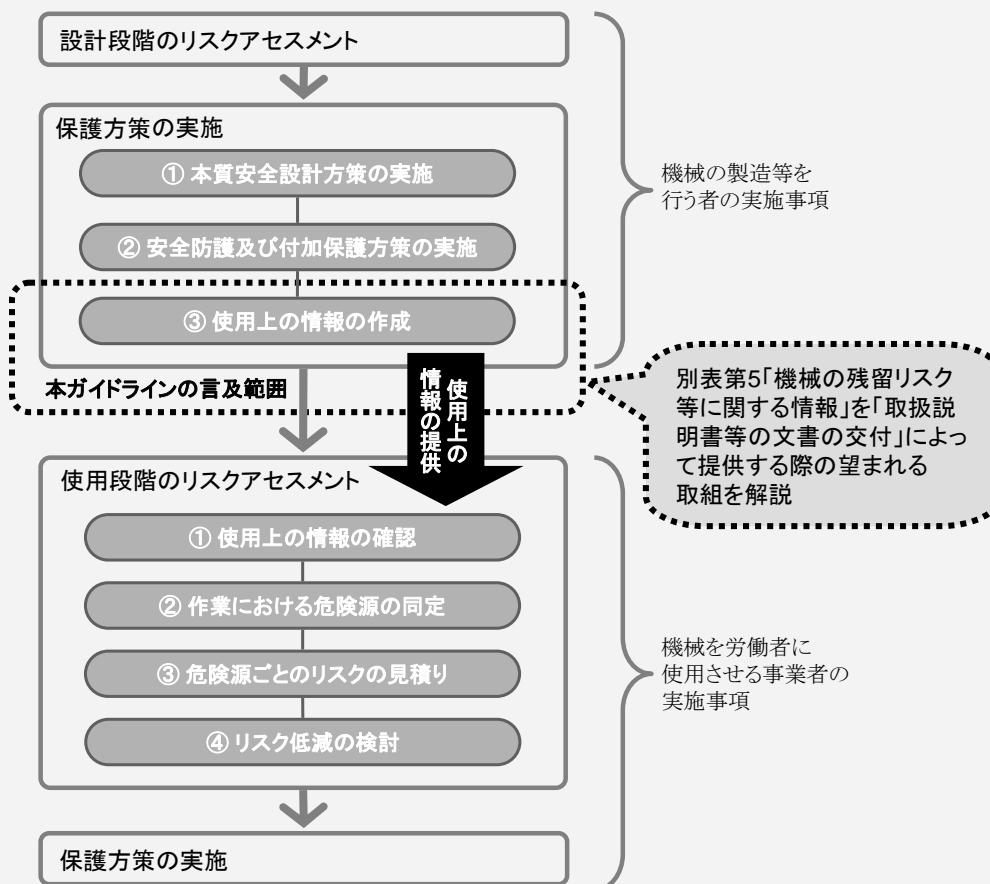
本項の参考となる資料 → 「～機械メーカー向け～ 機械ユーザーへの機械危険情報野提供に関するガイドライン」

3.1. ガイドラインの概要

機械危険情報提供ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）は、機械ユーザーでの労働災害防止のため、機械ユーザーの事業場におけるリスクアセスメントの実施が推進されるよう、機械譲渡時の機械メーカー等から機械ユーザーに対する機械危険情報の提供のあり方を示しています。

機械包括安全指針との関係

ガイドラインが解説している内容は、機械包括安全指針 別表第5「使用上の情報の内容及び提供方法」に示されている「機械の残留リスク等に関する情報」を「取扱説明書等の文書の交付」によって提供する際に、機械メーカー等が実施すべき取組であり、基本的な実施事項の目安を提示しています。



機械メーカー等向け 機械災害予防セミナー ＜機械危険情報提供ガイドラインの解説＞

なお、ガイドラインが解説する機械危険情報の提供方法は、最低限必要と考えられる基本的な取組に関するものですので、機械メーカー等は、本ガイドラインで示した基本的な内容に加えて、一層の労働災害防止に寄与する、より積極的な情報提供に取り組むことが望ましいとされています。

3.1.1. ガイドラインの対象

(1) 対象事業者

ガイドラインは、機械メーカー等を対象としており、具体的に以下の4つの事業者が挙げられています。

① 機械の製造・輸入を行う事業者

② 機械ユーザーへ機械の販売を行う事業者

機械の製造を行わず販売のみを行う事業者は、機械を販売する際に機械メーカーから必要な情報を入手し、機械ユーザーに提供する。

③ 中古機械の販売を行う事業者

中古機械を販売する事業者は、それまで機械を使用していたユーザーが機械を購入した際に受け取った情報を入手し、新たな機械ユーザーに提供する。また、それまで機械を使用していた機械ユーザー内で作業者による改造がなされていないかを確認し、改造があればその改造に関する情報を付加して提供する必要がある。

④ 複数の機械から構成されるシステムを機械ユーザーに提示するシステムインテグレーター

機械単独ではなく、複数の機械がシステムとして使用される場合には、そのシステムのとりまとめを行う者（インテグレーター）が、本ガイドラインで述べる情報を機械メーカーから入手し、機械を組み合わせることにより出現した新たなリスクに対して、機械メーカーと同等のリスクアセスメントとリスク低減の保護方策を実施したうえで、本ガイドラインで述べる各種情報を機械ユーザーに提供する必要がある。

機械メーカー等向け 機械災害予防セミナー ＜機械危険情報提供ガイドラインの解説＞

（２） 対象とする機械

日本国内のすべての労働現場で使用される機械（主として一般消費者の生活の用に供される機械を除く。）を対象とします。

（３） 対象とする機械の運用段階

機械メーカー等が想定した、機械ユーザーが作業を行う（機械を運用する）段階に関わる情報とします。機械メーカー等のみが実施する作業については対象としません。

具体的には、以下の業務についての運用段階の情報が対象として挙げられます。

機械メーカー等が機械ユーザーにおいて行うこととした、

- 運転準備の業務
 - 運転の業務
 - 保守の業務
- 等

※ 機械によっては、上記に加えて機械ユーザーが行う設置・解体の業務が含まれる場合がある。

3.1.2. ガイドラインで解説する具体的な情報提供の例

ガイドラインでは、以下の2つについて、機械メーカー等が作成して機械ユーザーに提供することを求めています。

ガイドラインで解説する情報提供

【機械メーカーが作成する次の文書による情報提供】

■ 機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスクマップ（以下、残留リスクマップ）

安全に機械を運用することにより労働災害を防止するため、機械メーカー等が想定した、機械ユーザーが行うべき保護方策と関連する残留リスクに関する情報（機械ユーザーがリスクアセスメントを実施するために必要な情報および機械ユーザーが行う具体的な危険回避策）を、絵や図面等に示した文書。

■ 機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスク一覧（以下、残留リスク一覧）

安全に機械を運用することにより労働災害を防止するため、機械メーカー等が想定した、機械ユーザーが行うべき保護方策と関連する残留リスクに関する情報（機械ユーザーがリスクアセスメントを実施するために必要な情報および機械ユーザーが行う具体的な危険回避策）を一覧にし、箇条書きまたは表の形態で掲載した文書。

